

令和8年10月16日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

タクシー手配等アプリサービスの提供施行役務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) スマートフォンに容易にダウンロードが可能なこと。（容易にダウンロードが可能なことがわかる書類（任意様式））
- (2) 受注者が提供するタクシー手配等アプリサービスが、東京都特別区内を営業区域とするタクシーのうち、「2分の1以上」のタクシーに対応していることが客観的数値によって説明できること。客観的数値とは、対象営業区域におけるタクシー車両比率をいい、分母を対象営業区域における法人および個人事業主のタクシー車両とし、分子を契約相手方の配車アプリ導入加盟台数とする。（客観的数値が確認できる書類（任意様式））
- (3) アプリ経由でタクシーを利用した場合、乗車代金、高速道路料金その他一切の費用を一括し、毎月1日から末日までの分をまとめて請求可能なこと。（毎月1か月分まとめて請求が可能であることが確認できる書類（任意様式））
- (4) 費用請求の際には、少なくとも乗降車日時、利用職員名（IDでも可）、所属、乗降車場所、利用料金、タクシー事業者名が記載された内訳 Microsoft Excel（Microsoft365対応）で加工可能な状態で提出可能なこと。（Microsoft Excel（Microsoft365対応）が対応可能で、乗降者日時等が確認できる書類。（任意様式））
- (5) アプリサービス以外（流し）のタクシー利用時においても、車内で利用料金を精算し、一括で請求可能な機能を備えていること。（アプリサービス以外（流し）の利用で利用料金の精算が、社内で確認できる書類。（任意様式））

4. 応募要領

- (1) この公募に応募を希望する者は、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを令和8年10月30日（金）12:00までに提出しなければならない。

(2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111（代）
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 柴崎 内線20824（庁舎A棟10階）
Email shibasasp@ib.dss.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20815（庁舎A棟10階）
Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。

(3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。